

小浜市住まい支援事業（多世帯同居支援型）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、多世帯同居の推進を図ることおよび空き家の発生を予防することを目的に、小浜市住まい支援事業（多世帯同居支援型）（以下「事業」という。）に要する経費に係る補助金の交付について、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）世帯 住居と生計を共にしている人々の集まりをいう。
- （2）多世帯同居 直系尊属または直系卑属の複数の世帯によって同居することをいい、新たに対象住宅に居住する者が住民票異動に伴う転居を行うことをいう。ただし、直系卑属の単独世帯を含む場合は、単独世帯を除き複数の世帯である場合に限る。

（補助対象者）

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- （1）小浜市内に所在する自ら居住するために所有する一戸建て住宅（その住宅の延べ面積の2分の1以上に相当する部分が当該居住の用に供されるものに限る。）を改修し、新たに多世帯同居をする者または多世帯同居の世帯数が1以上増加する者
- （2）市税等の市の徴収金を滞納していない者
- （3）過去に、この制度による補助を受けたことのない者
- （4）交付申請と同一年度内に事業が完了する者

2 国の長期優良住宅化リフォーム推進事業の三世帯同居改修工事に対する補助等、国または地方公共団体等の他の補助事業により補助金等が交付される者は、この要綱による補助を申請することはできない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

（補助対象となる工事）

第4条 補助の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす工事とする。

- （1）多世帯同居に必要となる工事のうち次の各号のいずれかを含む工事であること。
 - ア 間取りの変更に関する工事
既存住宅の間取りの変更および増築を伴う間取りの変更に関する工事（既存住宅の間取りの変更を伴わない増築を含む。）
 - イ バリアフリー改修工事
 - (ア)手すりの設置
浴室、便所、洗面所、居室、廊下、階段等への手すりの設置

(イ)段差の解消

屋外に面する出入口、浴室、屋内（浴室を除く）等における段差の解消

(ウ)廊下幅等の拡張

通路、出入口等の拡張

ウ 設備の改修工事

台所、浴室、便所、洗面所等に関する工事

エ その他関連工事

多世帯同居に必要となる工事で市長が認めたもの

(2) 福井県内に本社または本店を有する建設業者等が施工する工事であること

2 次の各号のいずれかに該当する工事に要する費用は補助対象としない。

(1) 建物の解体、除却のみを行う工事

(2) カーテン、家具、調度品等の購入・設置

(3) 家庭用電化製品の購入・設置

(4) 太陽光発電設備の設置

(5) C A T V（有線放送）、電話、インターネットの接続配線工事（更新および修繕を含む。）

(6) 維持管理工事（点検、清掃、消耗品の交換および故障修理）

(7) 障子・ふすまの張り替え、畳の表替え等軽微な修繕等

(8) 附属建築物の修繕等

(9) 対象工事のうち、国または地方公共団体等の他の補助事業により、補助金等を受けるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象工事に要する費用および諸経費を合計した額（消費税および地方消費税相当額を含む。）に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、60万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

(申請書の審査)

第6条 この補助金を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、小浜市住まい支援事業（多世帯同居支援型）補助金交付申請書（様式第1号）に別表1に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付申請書を受理したときは、申請書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、小浜市住まい支援事業（多世帯同居支援型）補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 対象者は、前項の通知がある前に工事に着手してはならない。

(変更及び辞退)

第7条 前条第2項の通知を受けた対象者が、申請の内容を変更する場合は、小浜市住まい支援事業（多世帯同居支援型）補助金計画変更申請書（様式第4号）に別表1に掲げる関

係書類のうち変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の計画変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、小浜市住まい支援事業（多世帯同居支援型）補助金計画変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 3 前条第2項の通知を受けた対象者が、申請を辞退する場合は、すみやかに小浜市住まい支援事業（多世帯同居支援型）補助金辞退届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（工事の完了期限）

第8条 対象者は、市長が別に定める日までに工事を完了しなければならない。

（実績報告および補助金の額の確定）

第9条 対象者は、対象工事が完了したときは、すみやかに小浜市住まい支援事業（多世帯同居支援型）補助金完了実績報告書（様式第7号）に別表2に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、申請書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、対象者に対して小浜市住まい支援事業（多世帯同居支援型）補助金額の確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求および支払い）

第10条 対象者は、前条第2項の通知を受けたときは、すみやかに小浜市住まい支援事業（多世帯同居支援型）補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合には、すみやかに対象者に対して支払いを行うこととする。

（調査等）

第11条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、工事に関しての調査等を行うことができる。

（交付の取消し）

第12条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第2項の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定または交付を受けたとき。
- （2）その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部または一部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第14条 対象者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の利用目的)

第15条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国および県へ提供することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年11月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表1

補助金交付申請書に添付する書類
○リフォーム工事概要書(様式第2号)
○工事着工前の写真(住宅全体および対象工事に係る部分)
○図面(付近見取図、配置図、工事の内容がわかる工事前後の図面(平面図、立面図、断面図等))
○工事見積書の写し
○所有者が分かる書類(登記簿謄本、固定資産税納税通知書等)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○申請者と同居予定者との関係を示す書類（戸籍謄本、婚約証明書、パートナーシップ宣誓書受領証の写し等）○申請者と同居予定者の世帯全員の住民票の写し○同意書（様式第1－2号） |
|---|

別表2

補助金完了実績報告書に添付する書類
<ul style="list-style-type: none">○工事請負契約書または請書の写し○領収書の写し○工事完了後の写真（建物全景および対象工事にかかる部分）○異動後の同居者全員の住民票の写し等